

兵庫県域メディア連携協議会

規約（改訂案）

（名称）

第1条 本会は、「兵庫県域メディア連携協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、テレビやラジオ、新聞等のそれぞれのメディアが有する特性を活かし、地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等について、住民の理解を促すとともに、災害時に避難行動につなげるための取組を関係者で連携して実施することを目的とする。

（組織）

第3条 本協議会は、別紙に掲げる地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等を発信・伝達する行政、メディア関係者で構成する。

（協議会の招集）

第4条 協議会は、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長が招集する。

（協議会の公開）

第5条 協議会は、原則として公開とし、会議資料及び議事概要は、その公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがある場合を除き、国土交通省近畿地方整備局の猪名川河川事務所、姫路河川国道事務所及び豊岡河川国道事務所のホームページで公開する。

（事務局）

第6条 協議会の事務局及び議事進行は、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所調査課が行う。

（その他）

第7条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会において定めるものとし、本規約の改正等は、協議会の審議を経て行うことができるものとする。

（付則）

この規約は、令和2年7月2日から施行する。

この規約は、令和5年12月19日から施行する。

この規約は、令和8年2月16日から施行する。

参加団体一覧(五十音順)

【行政機関】 (機関名に変更があったため)

国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所、姫路河川国道事務所、豊岡河川国道事務所
気象庁 神戸地方気象台

~~兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課、総合治水課~~ 兵庫県 土木部 河川整備課、総合治水課

【テレビ】

朝日放送 株式会社

株式会社 サンテレビジョン

日本放送協会 神戸放送局 豊岡支局、姫路支局

株式会社 毎日放送

読売テレビ放送 株式会社

【新聞・通信社】

株式会社 朝日新聞社

株式会社 神戸新聞社

株式会社 産業経済新聞社

株式会社 時事通信社

株式会社 新日本海新聞社

株式会社 播磨時報社

株式会社 毎日新聞社

株式会社 読売新聞社

【ラジオ】

株式会社 エフエムたじま

株式会社 姫路シティ FM21

株式会社 ラジオ関西

【ケーブルテレビ】

株式会社 ジェイコムウエスト

BAN-BAN ネットワークス 株式会社

姫路ケーブルテレビ 株式会社

株式会社ベイ・コミュニケーションズ